

# 収集すべき情報の説明資料（八行）

収集すべき情報の説明資料

（ 八 行 ）

## [ 目次 ]

1. 風致地区	…	八- 2
2. 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ	…	八- 4
3. 文化財	…	八- 9
4. 保安林	…	八-14
5. 防衛施設	…	八-16
6. 保護水面	…	八-18
7. 保護林	…	八-20
8. 保全対象施設	…	八-22
9. 北海道の大気環境	…	八-24

# 収集すべき情報の説明資料（八行）

## 1. 風致地区

（都市計画法より抜粋）

### 概要

風致地区とは、都市の風致（自然の景色などの、おもむき。味わい。）を維持するため定められた地区のことです。（都市計画法第9条第22項）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができます。

- ・ 風致地区（他省略）（都市計画法第8条第1項第7号）

都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとします。（都市計画法第5条）

### 都市計画区域内における開発行為等の規制

**都市計画区域**又は準都市計画区域内において**開発行為をしようとする者**は、**あらかじめ**、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事、指定都市又は中核市（の区域内にあつては、当該指定都市等の長。）の**許可を受けなければならない**。（都市計画法第29条第1項）

### 風致地区内における建築等の規制

**風致地区内**における**建築物の建築**、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従って、**地方公共団体の条例で**、都市の風致を維持するため必要な**規制をすることができます**。（都市計画法第58条）



## 2. 風力発電における鳥類のセンシティブマップ

（環境省のホームページより抜粋）

### 概要

風力発電における鳥類のセンシティブマップとは、風力発電の設置によりバードストライク等の鳥類への影響が懸念される区域を、集団繁殖地や鳥類の分布情報等から、日本の沿岸域における風力発電に対する鳥類への影響を、二次メッシュ単位で評価したものです。

「注意喚起メッシュ」は10kmメッシュの図面で、「鳥類の渡りルート」は地図上にラインで表示しています。

**センシティブマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではありません。**

### センシティブマップ使用上の留意事項

- ・ 注意喚起レベルで「情報なし」としたメッシュは、重要種が分布しておらず、集団飛来地もないことから注意喚起レベルが低いと評価された場合だけでなく、もともと鳥類の生息状況の情報そのものがない場合も含まれるため、「情報なし」のメッシュであっても、環境影響評価の手続きにおいては十分な調査を実施してください
- ・ 注意喚起レベルを表示したメッシュの大きさは、10km四方で表示していますが、重要種や集団餌場・集団時は必ずしもメッシュ内の全面に分布しているわけではなく、**メッシュ内のごく一部にだけ分布している場合も含まれます**
- ・ **日中の渡りルート**は、文献や有識者へのヒアリングにより推定したが、渡りのルートは地形や天候等の条件によりコースや幅が変化するため、**表示する縮尺は1：2,311,162までとし、それよりも拡大した縮尺は表示してません**
- ・ **注意喚起レベルの高いメッシュや、渡りルート上もしくはそれに近隣する地域で事業を計画する場合は、より高い保全措置が必要になる可能性があることに注意して、事業計画を立案してください**



## 2. 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ

（環境省のホームページより抜粋）

### [重要種]

- 重要種は環境省レッドリストの絶滅危惧種・野生絶滅（98種）から生息環境、風車との関連性等を勘案し、10種を選定
- 10種について、現在の個体数、個体数の減少傾向、生息地の局所性や特殊性、国内での現状を考慮したバードストライクとの関連性を考慮して3～1のランクを付加

ランク	種名
3	イヌワシ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカゴイ、シマフクロウ
2	オジロワシ
1	クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ

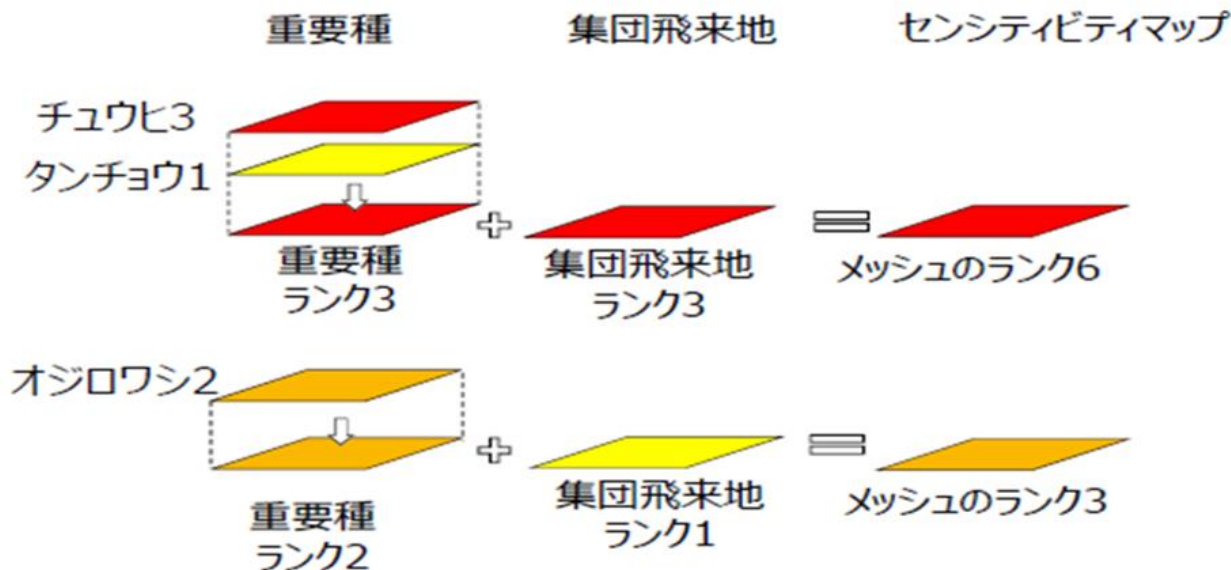
ランクの大きなものほどセンシティブティが高い

### [集団飛来地]

#### 集団飛来地 集計・ランク

- 現地調査結果は、各分類群ごとの個体数を10kmメッシュごとに集計
- 分類群ごとに個体数に応じて、メッシュに3～1のランクを付加
- ラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区を含む10kmメッシュは一律ランク3
- 現地調査・文献調査については、各分類群ごとに10kmメッシュの個体数からランク付け
- ヒアリング調査の情報を含む10kmメッシュは一律ランク1
- これらの10kmメッシュを重ね合わせ、メッシュ毎にランクの最も高い点数を採用

- センシティブティマップのメッシュは、重要種と集団飛来地のランクを合計することにより評価
- メッシュの評価は、注意喚起レベルA～Cとした（Aはさらに1～3に分割）



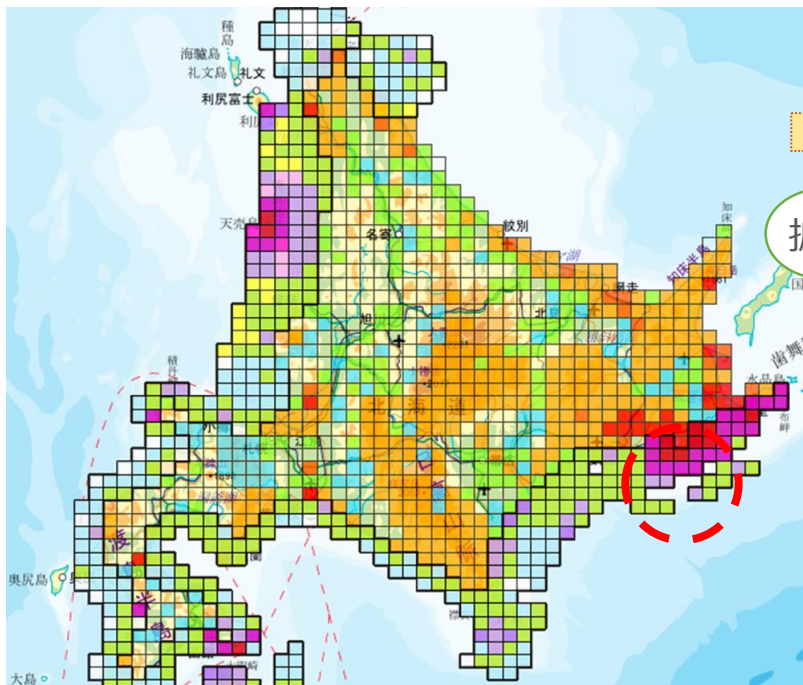
メッシュの ランク	注意喚起 レベル
6	A1
5	A2
3～4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

## 2. 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ

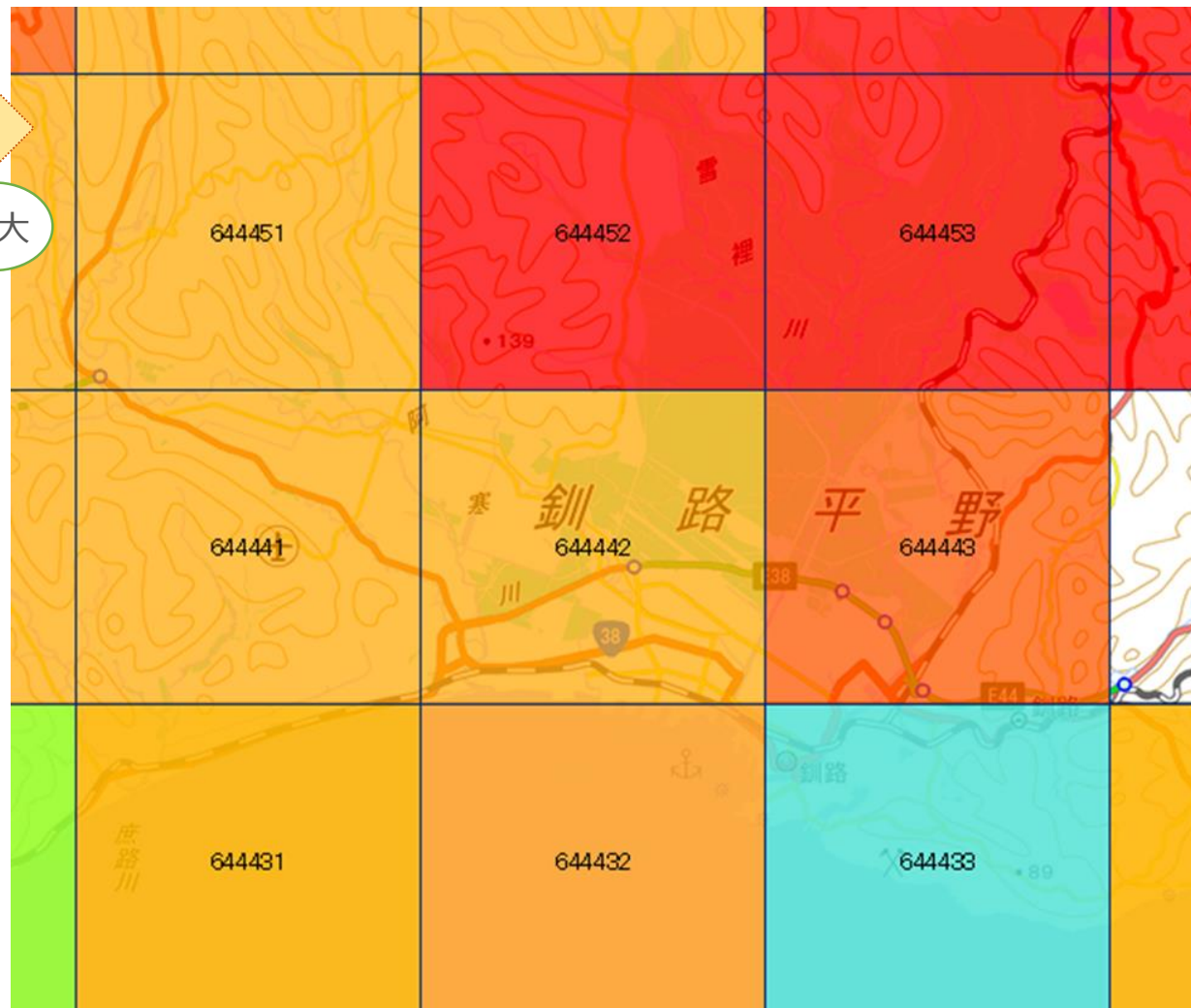
（環境省のホームページより抜粋）

[注意喚起メッシュ]

[注意喚起メッシュの拡大版]



拡大



**注意喚起メッシュ**

- 注意喚起レベルA1
- 注意喚起レベルA2
- 注意喚起レベルA3
- 注意喚起レベルB
- 注意喚起レベルC
- 情報なし

**注意喚起メッシュ**

- 注意喚起レベル5
- 注意喚起レベル4
- 注意喚起レベル3
- 注意喚起レベル2
- 注意喚起レベル1
- 注意喚起レベル低（枠あり白色）
- 情報なし（枠なし透明）

**評価範囲**

- 評価範囲

**標準地域メッシュ（第2次）**

- 標準地域メッシュ（第2次）

**標準地域メッシュ（第2次）メッシュコード**

- 標準地域メッシュ（第2次）メッシュコード

**申請後データありメッシュ**

- 申請後データあり